

千葉県行政改革計画・財政健全化計画
(平成 25～28 年度)

計画案検討資料

平成 25 年 8 月
千 葉 県

- 目 次 -

計画策定の背景	
1 県をとりまく環境	1
2 厳しい財政状況	3
行政改革計画	
1 計画の目指す方向（改革の視点・基本的方向）	7
2 取組事項	
公正・透明な行財政運営の確立	
ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の確保	9
イ 県政情報の透明性の向上	10
組織・人材改革	
ア 組織・機構改革	11
イ 組織数・総人件費の抑制	11
ウ 人材改革	12
エ 公営企業改革	13
オ 公社等外郭団体改革	13
仕事改革	
ア 事務事業の見直し	14
イ 県の役割の再構築	15
ウ 多様な主体との連携・協働	16
資産改革	
ア 資産マネジメントの推進	17
イ 資産の処分促進・有効活用	17
ウ 債権管理の適正化	18
財政健全化計画	
1 計画の目指す方向（基本目標）	19
2 取組事項	23
自主財源の確保	
ア 県税収入の確保	24
イ 資産マネジメントの推進	25
ウ その他の自主財源の確保	25
新たなニーズに対応した歳出の見直し	
ア 人件費の抑制・適正化	26
イ 徹底した事務事業の見直し	28
自立した財政構造への転換	
ア 地方交付税を含めた地方税財源の充実	29
イ 国庫補助負担金の改革（超過負担の解消）	29
ウ 直轄負担金制度の改革	29
3 計画期間中の歳入・歳出の見直し	30

計画策定の背景

1 県をとりまく環境

(1) 東日本大震災からの復旧・復興と防災対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本県も大きな人的・物的被害を受け、特に、太平洋岸の地域では津波により、東京湾岸や河川沿いの低地では土壌の液状化により、深刻な被害が生じました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、本県も放射性物質の影響を受けました。

これらからの一刻も早い復旧・復興と、災害時の被害を最小化する「減災」の視点に立った県内全地域の防災力の向上は、本県の喫緊の課題となっています。

こうした課題に重点的に取り組む一方で、様々な行政サービスの水準を維持していくためには、業務の効率化や再構築を進め、予算と人員を効果的に配分していくことが必要となっています。

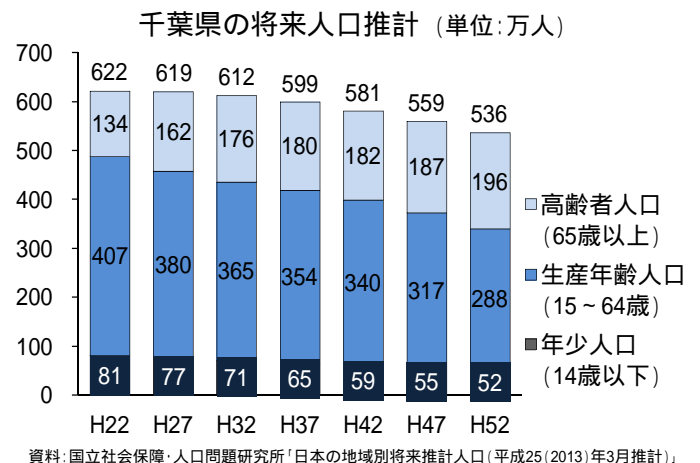
(2) 少子高齢化の進展による社会構造の変化

我が国は、少子高齢化の進展とともに、過去に経験したことがない人口減少局面を迎えており、本県もまた例外ではありません。

特に本県の特徴として、高度成長期に大量の生産年齢人口が流入した歴史的背景から、今後、65 歳以上の高齢者人口が急速に増加することが見込まれており、これに伴い年金・医療・介護等の社会保障関係費も増大していくことが想定されます。

また、社会を支える働く世代である生産年齢人口の減少は、社会・経済活動の活力の低下を招くおそれがあります。

このため、社会構造の変化に対応しながら、行政サービスを安定的かつ的確・迅速に提供していくための仕組みづくりや、持続可能な財政構造の確立が大きな課題となっています。



(3) 経済活動等の国内外における地域間競争

グローバル化が進展し、世界規模での地域間競争が激化する中、本県が引き続き経済的な発展を維持していくためには、既存産業の高度化はもとより、東京湾アクアラインや圏央道、成田空港等の立地優位性を活かしながら、千葉の未来を支える産業の育成や地域に定着し持続的に発展する企業を誘致・育成するなど、地域間競争を勝ち抜く施策を戦略的に打ち出していく必要があります。

また、人口減少社会の到来や、人口の都心回帰現象を踏まえ、本県の強みの一つである都心近郊の良好な生活空間としての優位性を、維持・向上させていくことが求められています。

千葉県が、県民や企業に選ばれる自治体となるためには、今後さらに、県民や企業のニーズを的確に捉え、施策や事業を選択と集中により効果的にマネジメントする仕組みの構築や、行政サービスの質の維持・向上など、行政経営の質を高める取組みを進めていく必要があります。

(4) 地方分権改革

地域が抱える課題の多様化や少子高齢化が進展する中、それぞれの地域の実情に合った行政サービスの提供が求められており、これまでのような全国一律の中央集権的な行政システムでは対応が困難となっています。

このため、個々の地域の課題については、そこに住む地域の方々が自ら選択・決定し、それぞれの実情にあった解決ができるようにする地方分権改革の推進が求められています。

また、広域行政を担う県と住民に最も身近な基礎自治体である市町村は、分権型社会を共に担っていく自治体として、対等な関係の下で、これまで以上に協力し、積極的に連携を図ることが必要となっています。

(5) 地域に関わる様々な主体の連携・協働

県民ボランティアや市民活動団体、企業の社会貢献活動など、地域に関わる様々な主体が連携・協働することにより、これまで行政が担ってきたサービスや、行政の手が行き届かなかった取組みについて、地域の事情に即したきめ細かな対応や、臨機応変な対応が可能になってきています。

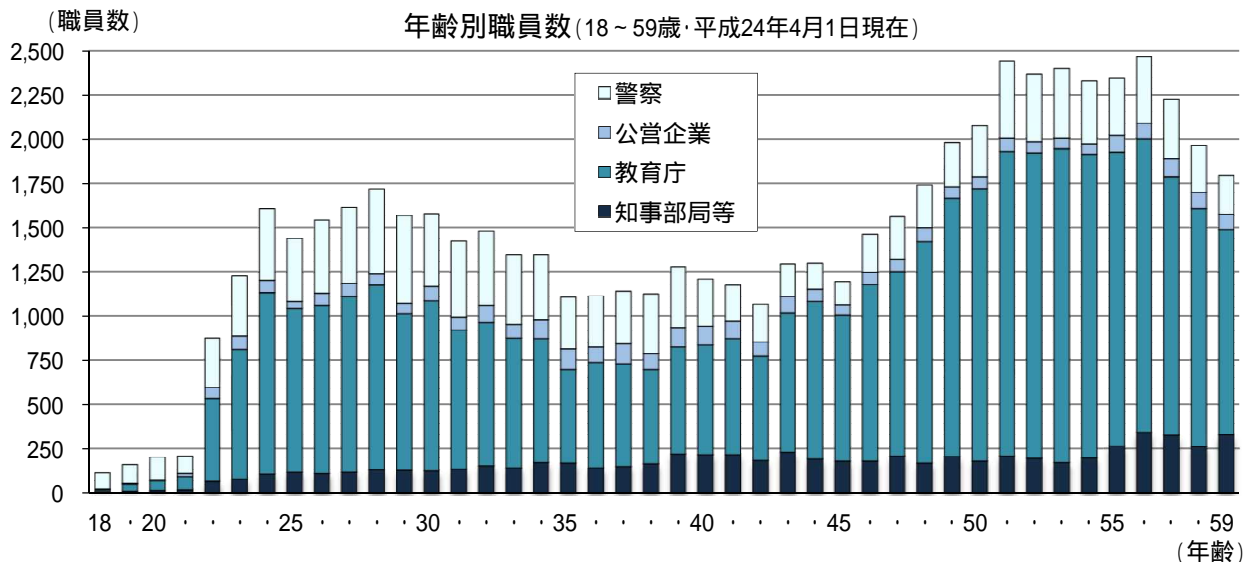
また、東日本大震災の発生を契機に、県民が改めて絆を深め、知恵を出し合いながら、互いに支え合う社会を再構築していくことの必要性が再認識されています。

こうした動きを県政にも採り入れ、県民・市民活動団体・企業など県内の多様な主体が持つそれぞれの「強み」や「特性」を組み合わせ、地域課題の解決や地域経済の活性化を推進するとともに、公共サービス水準の向上や行政コストの削減にもつなげることが期待されています。

(6) 職員の大量退職

本県は、高度成長期に急速な発展を遂げて人口も急増し、行政ニーズも加速度的に増え続けましたが、そうした行政ニーズに対応して県政を支えてきた団塊の世代の職員が、定年退職の時期を迎えており、定年退職者数は、今後、高水準で推移することが見込まれています。

一方、現在の厳しい財政状況の中では、人件費総額の抑制は避けて通ることができない課題となっており、限られた人的資源で行政サービスの水準を維持・向上させていくためには、ノウハウ・技術の継承に取り組むとともに、業務改善による業務の効率化・簡素化や、業務の選択と集中により、限りある「職員」や「予算」等の経営資源を集中させていく必要があります。



2 厳しい財政状況

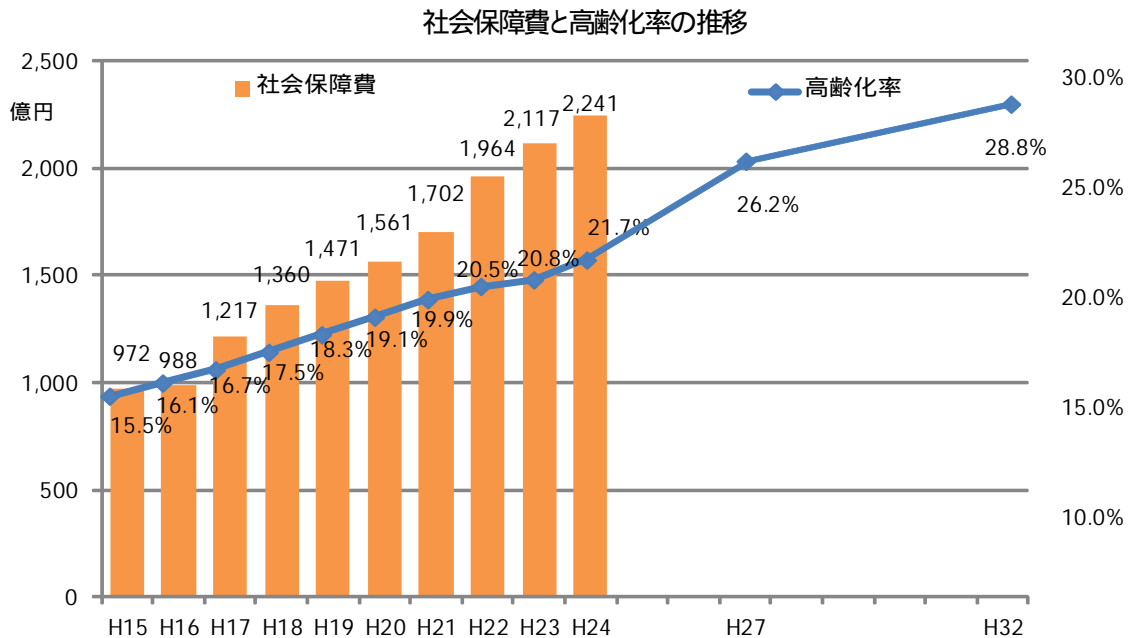
(1) 歳出の状況

高齢化の進展などによる社会保障費の増やこれまでの臨時財政対策債の発行による公債費の増さらには、大量退職時代の到来による退職者数の増などにより、今後も義務的経費全体は増加する傾向にあります。

ア 高齢化の進展などによる社会保障費の増加

千葉県は全国的に見ても高齢化が進展していること、また、国民健康保険など国の社会保障制度の改正により県負担が増加したことなどもあり、社会保障費は増加しています。

高齢化率は平成15年度の15.5%から、平成24年度の21.7%と6.2ポイント上昇しており、将来的にも、平成27年度26.2%、平成32年度28.8%と上昇していく見込みです。これに伴い、現行制度が続けば、今後も、社会保障費は増加していく傾向にあります。



社会保障費は最終予算額。

高齢化率は、24年度までは「千葉県年齢別・町丁字別人口(千葉県)」による実績値。

27年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

社会保障費の主なものの決算額の推移

(億円)

事業名	H20	H21	H22	H23	H24
後期高齢者医療給付費県負担金	244	279	294	332	345
介護給付費県負担金	338	360	381	408	446
国保県財政調整交付金	209	210	242	255	321
国保経営安定化対策事業	94	101	128	134	141
自立支援給付費負担金	70	82	94	108	126

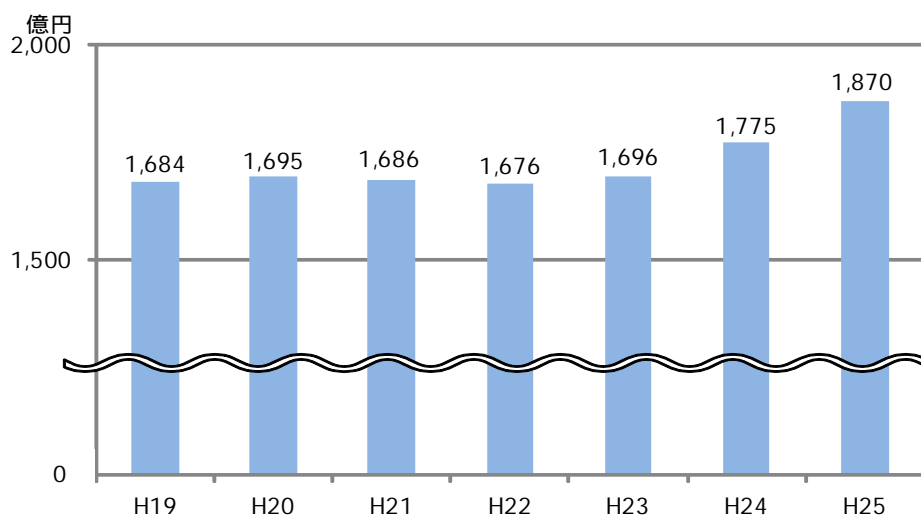
国保県財政調整交付金については、平成24年度から、県負担が7%から9%へ引上げられています。

イ 臨時財政対策債の発行による公債費の増加

投資的経費の抑制により、建設地方債等の発行は減となっているものの、近年、臨時財政対策債の発行が増えており、とりわけ、平成21年度以降は、1,000億円を超える多額の発行を余儀なくされていることから、公債費は増加傾向にあります。

臨時財政対策債は、地方交付税の国の財源不足を補うための臨時的な措置であり、本来はその全額が地方交付税として交付されなければなりません。国の地方交付税率の引上げなど一刻も早い抜本的な改正が待たれるところです。

公債費の推移



H24までは決算額、H25は6月現計予算額

(参考)

民間資金の借入れに対する元金償還(積立)は3年据置のため、22年度以降の臨時財政対策債の大量発行により、25年度以降も公債費は増加します。

【臨時財政対策債の発行額の推移】

(単位：億円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
発行額	493	601	1,214	2,003	1,802	1,759	1,825

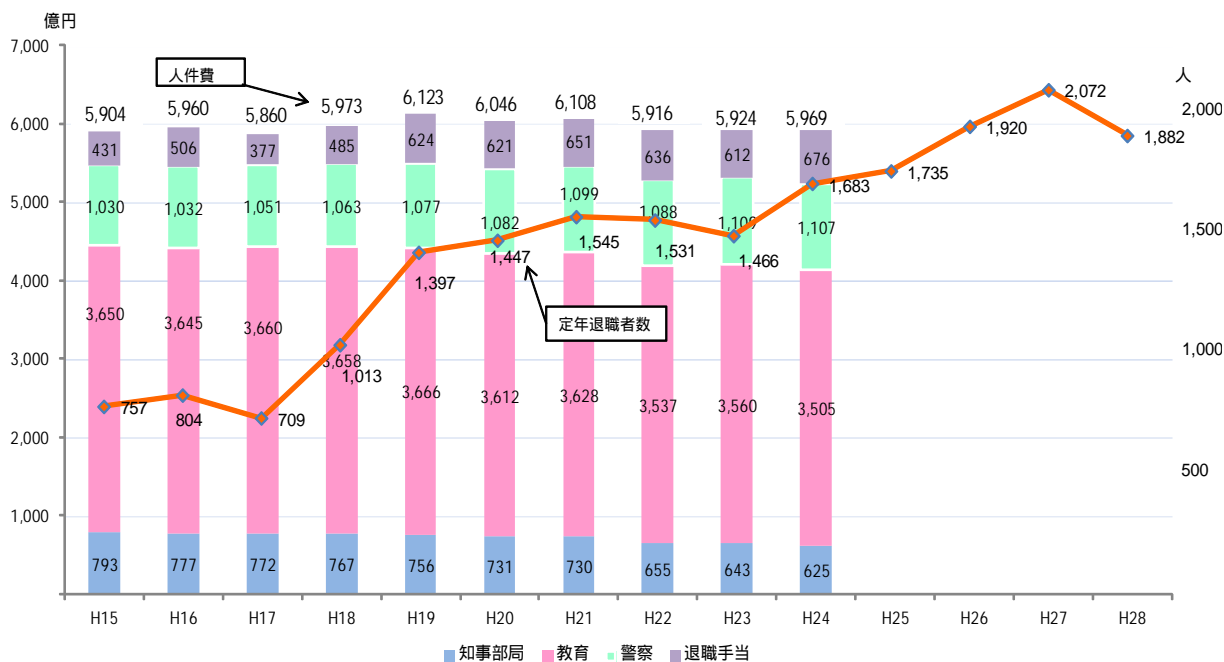
H25は6月現計予算額

ウ 大量退職時代における退職手当の負担増

人件費のうち退職手当を除く給料や手当等の総額は、これまで給与や定員管理の適正化に努めてきたため、やや減少傾向にあります。

しかしながら、定年退職者数は、平成 17 年度の 709 人から平成 24 年度の 1,683 人と大幅に増加しています。定年退職者数は、平成 27 年度まで増加傾向が続き、その後も高水準で推移することが見込まれていることから、今後も多額の退職手当の負担が続き、人件費総額は高止まり状態にあります。

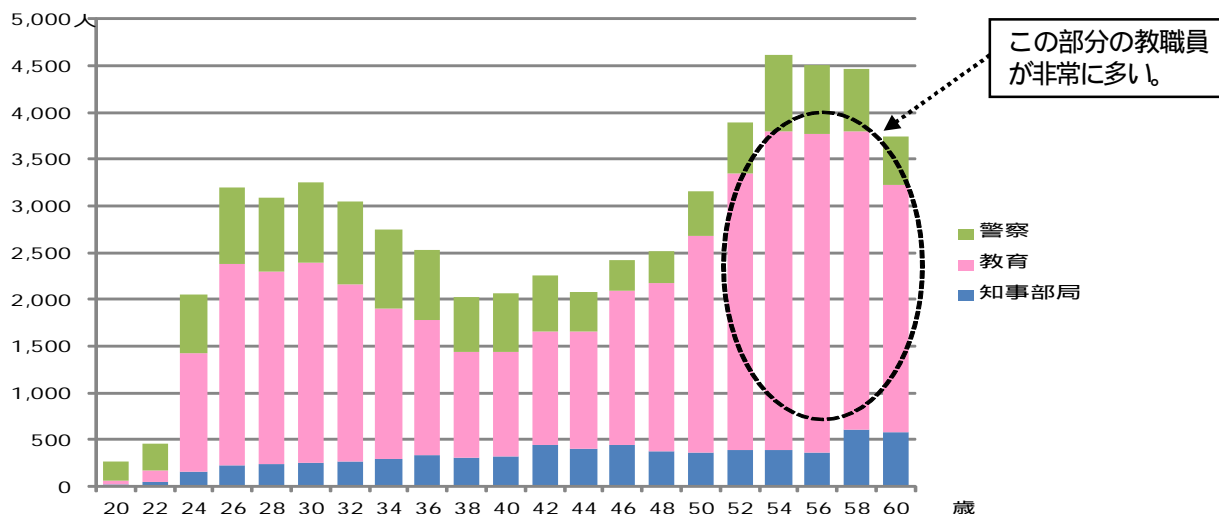
人件費と定年退職者数の推移



人件費は最終予算額。定年退職者数はH24までは実績、H25以降は推計。

(参考) 職員の年齢構成 (一般会計)

平成 24 年 4 月 1 日現在



本県職員の年齢構成をみると、50歳以上の職員数が全体の4割を占めています。

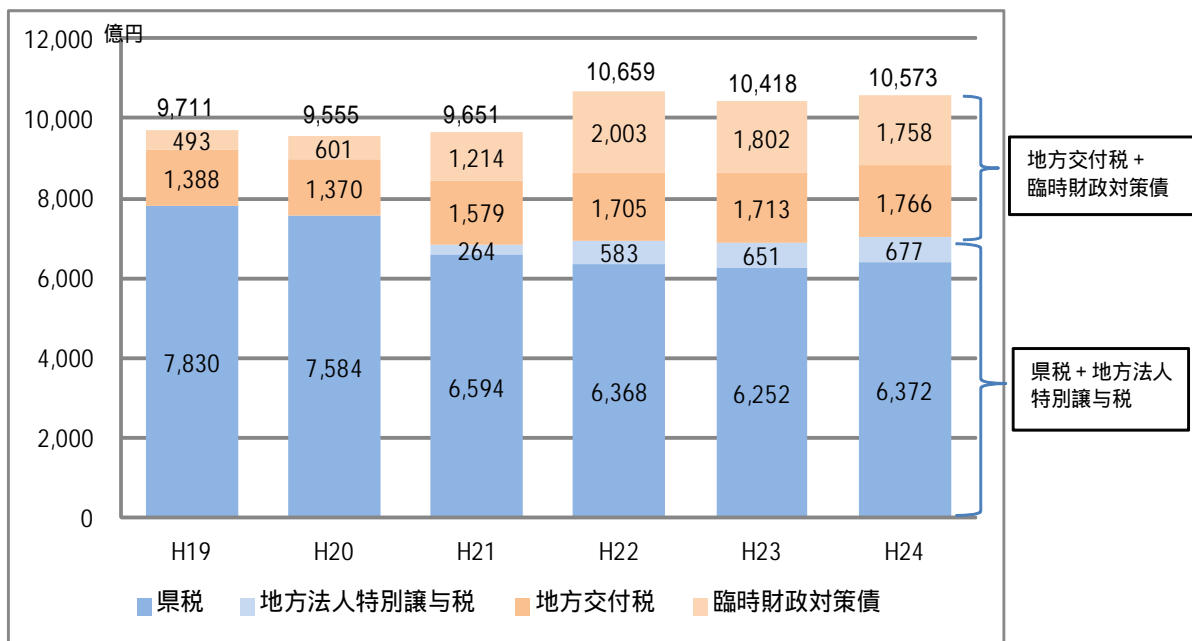
(2) 歳入の状況

ア 県が自由に使える一般財源の伸び悩み

県税収入は長引く景気低迷の影響などから伸び悩みの状況が続いています。また、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な地方交付税は伸びていますが、社会保障費などの必要な県民サービスを提供していくための十分な一般財源が確保されているわけではありません。

また、平成26年度以降、地方消費税率の引上げによる増収要因はありますが、これも、今後の高齢化の進展に伴う社会保障費の増に対応するためのもので、県が自由に使える一般財源の増要因とはならず、引き続き、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

一般財源の推移



1 金額は決算額。

2 H23、H24の地方交付税は、震災復興関係の特別交付税を除いた額。

(参考)

(1) 地方交付税総額：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

(2) 引上げ後の消費税に係る地方への配分

	現行	H26.4.1~	H27		H28.4.1~
			~9月	10月~	
消費税 + 地方消費税	5%	8%			10%
消費税	4%	6.3%			7.8%
うち交付税分	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)		1.52% (法定率19.5%)
地方消費税	1% (100分の25)	1.7% (63分の17)			2.2% (78分の22)
地方分合計	2.18%	3.10%			3.72%

行政改革計画

1 計画の目指す方向（改革の視点・基本的方向）

（1）計画期間

平成 25 年度から 28 年度までの 4 年間とします。

（2）改革の視点・基本的方向

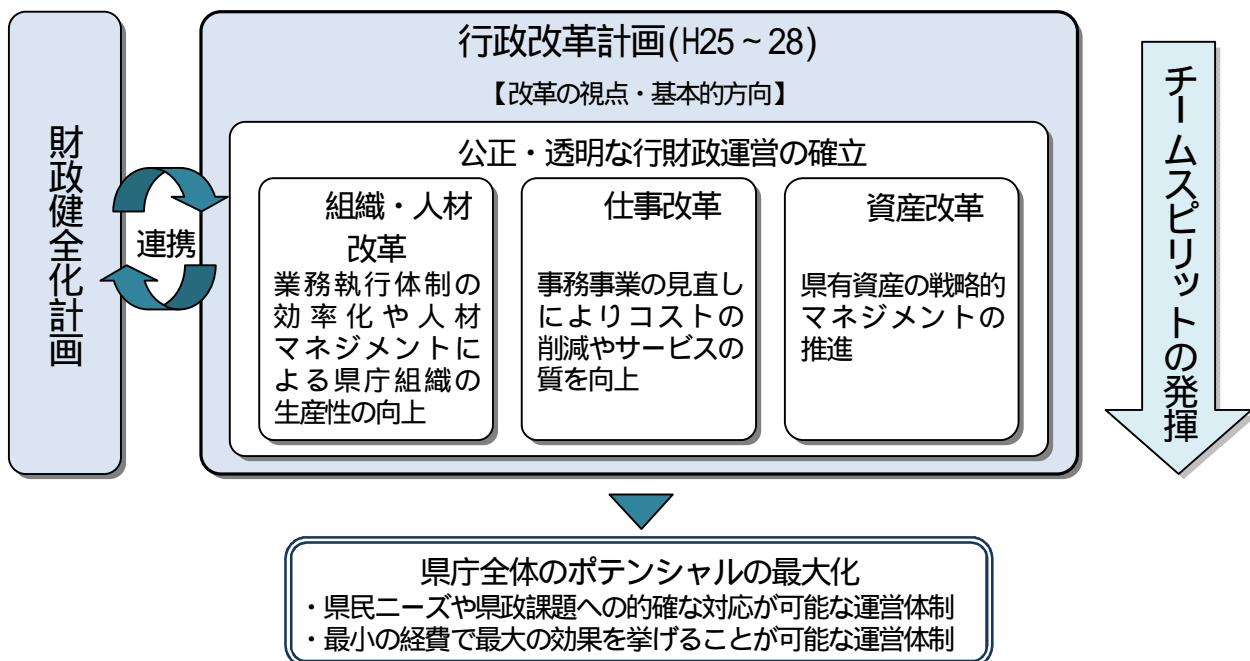
県庁全体のポテンシャルの最大化に向けて

前計画（平成 22～24 年度）を基本としながら、県政上の課題や前計画の取組み状況を踏まえ、改革の視点・基本的方向について整理・重点化を行います。

具体的には、「公正・透明な行財政運営の確立」を計画全体の基盤とし、業務執行体制の効率化や人材マネジメントにより県庁組織の生産性の向上に取り組む「組織・人材改革」、事務事業の見直し等によりコストの削減や公共サービスの質の向上に取り組む「仕事改革」及び県有資産の戦略的マネジメントの推進に取り組む「資産改革」の 3 つを計画の柱に据えることとし、これらの 4 つを本計画における改革の視点・基本的方向として位置付け、具体的な取組みを検討・推進します。

計画の実行に当たっては、財政健全化計画と連携するとともに、チームスピリットを発揮し、市町村・民間と連携しながら、県職員一人一人が自覚を持ち一丸となって取り組むことにより、県庁全体のポテンシャルを最大化し、県民ニーズや県政課題への的確な対応や、最小の経費で最大の効果を上げることが可能な県政運営体制の構築を目指します。

行政改革計画における 4 つの「改革の視点・基本的方向」



(3) 計画の体系

公正・透明な行財政運営の確立

ア コンプライアンスの徹底、
内部牽制機能の確保

(ア) コンプライアンスの徹底
(イ) 内部牽制機能の確保

イ 県政情報の透明性の向上

(ア) 情報公開の推進 (イ) わかりやすい財政情報の提供

組織・人材改革

ア 組織・機構改革

(ア) 本庁組織・出先機関の見直し
(イ) 施策横断的課題に対する包括的なプロジェクトマネジメントの拡大
(ウ) 地方独立行政法人制度の導入検討
(エ) 審議会等の附属機関の見直し

イ 職員数・総人件費の抑制

(ア) 業務量の変化に柔軟に対応できる定員管理手法の導入
(イ) 給与水準の適正化

ウ 人材改革

(ア) 職員の生産性向上の推進 (イ) 職員の能力開発の推進
(ウ) 職員の能力を的確に活かす人事システムの構築

エ 公営企業改革

(ア) 企業庁 (イ) 水道局 (ウ) 病院局

オ 公社等外郭団体改革

(ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進

仕事改革

ア 事務事業の見直し

(ア) 事務事業の定期的な見直し等
(イ) ICTの有効活用による業務改善・情報セキュリティ対策の強化
(ウ) 入札・契約制度等の改善 (エ) 業務継続マネジメントの推進

イ 県の役割の再構築

(ア) 地方分権改革に向けた取組
(イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援
(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善
(エ) 県業務の更なる民間委託の検討 (オ) 規制改革の推進

ウ 多様な主体との連携・協働

(ア) 自助力・共助力・公助力の連携
(イ) 県内市町村との業務連携の推進

資産改革

ア 資産マネジメントの推進

(ア) 社会資本の維持更新コストの抑制
(イ) 庁舎等の資産マネジメントの推進

イ 資産の処分促進・有効活用

(ア) 売却可能資産の処分促進 (イ) 県有資産を活用した収入の確保
(ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギーの導入

ウ 債権管理の適正化

(ア) 税外債権の管理体制の強化
(イ) 債権管理回収業務の民間委託の拡大

2 取組事項

公正・透明な行財政運営の確立

ア コンプライアンスの徹底、内部牽制機能の確保

県民の理解や協力を得ながら、様々な施策や事業を推進していくためには、県の組織運営が、県民の信頼に足る公正なものでなければならないことは、言うまでもありません。

このため、職員のコンプライアンス（法令・規範の遵守）の徹底や、不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制機能の確保について、引き続き全庁的に取組みを進めるとともに、今後は各職場における主体的な取組みの強化を図ります。

〔主な取組項目〕

（ア）コンプライアンスの徹底

（a）コンプライアンス推進計画の策定・実施

- ・「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度、コンプライアンス推進計画を策定し、推進事業の計画的な実施に取り組みます。

（b）研修によるコンプライアンス意識の向上

- ・職位別の研修において、コンプライアンスの「知識」だけでなく「日常業務における意識付け」を徹底します。
- ・物品契約・財務会計事務担当者や建設工事等の入札・契約事務担当者研修などにおいて、コンプライアンスに関するカリキュラムを充実強化します。

（c）各職場等におけるコンプライアンス徹底等の取組みの推進

- ・各所属や部局におけるリスクマネジメントやコンプライアンスの徹底の取組みを強化するとともに、取組みの全庁的な共有を進めます。

（イ）内部牽制機能の確保

（a）特別監察の実施

- ・経理に関する特別監察について、抜き打ち調査の実施など、全庁的に緊張感を持たせながら実施します。
- ・特別監察について、経理以外の事務等への対象の拡大と体制の拡充を図ります。

（b）会計検査の的確な実施

- ・本庁・出先の全機関を対象とした実地検査の結果を分析した上で、検査項目の重点化等、より効果的な検査方法を確立・実施していきます。

（c）内部通報への的確な対応

- ・内部通報制度の周知徹底を図るとともに、通報事案の調査の実施結果について、外部有識者により検証を行います。

（d）物品調達・物品管理の適正な実施

- ・知事部局等の各所属で使用する物品の調達について、集中調達機関において、一括して共通消耗品の単価契約を実施するほか、一定額以上の物品の契約の相手方の決定を行います。
- ・公営企業等においても同様の取組みを実施します。

イ 県政情報の透明性の向上

県政への県民の理解と参加を促進していくため、行政文書の開示制度の適正な運用や、県政情報の積極的な提供などにより、県政情報の透明性の向上に取り組んでいきます。

特に、県政運営の基盤となる財政については、仕組みが複雑となっているほか、専門的な言葉が多く用いられているため、公表資料をわかりやすく情報提供していきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 情報公開の推進

- ・ 県民への説明責任を果たすとともに、県政の公正な運営の確保を図るため、情報公開制度の適正な運用を図ります。

(イ) わかりやすい財政情報の提供

- ・ 予算書・決算書、財政指標、財政改革の取組み、県債の発行等の各種財政情報について、県民の視点に立って、わかりやすい資料として公表します。

組織・人材改革

ア 組織・機構改革

厳しい財政状況の下で、効率的・効果的に県政を推進していくためには、業務の改善や選択と集中に取り組み、それらを踏まえた機能的な組織体制を不断に追求していく必要があります。

このため、県の本庁・出先機関などの組織について、今後とも簡素で効率的な組織づくりを進めるとともに、業務の実態や課題を踏まえ、地方独立行政法人制度の導入等、組織の将来的なあり方の検討を進めていきます。

〔主な取組項目〕

- (ア) 本庁組織・出先機関の見直し
 - ・業務の集約化や効率化を進め、より簡素で効率的な組織体制を構築していきます。
 - ・総合計画の推進に向けた組織体制の整備を行います。
- (イ) 施策横断的課題に対する包括的なプロジェクトマネジメントの拡大
 - ・新たな行政課題に組織横断的に対応するため、必要な庁内プロジェクトチームを柔軟に設置するとともに、毎年度、その必要性や構成員等を見直します。
- (ウ) 地方独立行政法人制度の導入検討
 - ・他の地方自治体の動向等を踏まえ、制度導入のメリット・デメリットを精査し、保健医療大学、公営企業等の対象機関について、地方独立行政法人への移行の検討を行います。
- (エ) 審議会等の附属機関の見直し
 - ・審議会等の附属機関について、継続設置の必要性や委員構成等を検証し、スリム化を推進します。

イ 職員数・総人件費の抑制

社会保障費の増や、これまでの臨時財政対策債の発行による公債費の増などにより、今後も義務的経費全体は増加する傾向にあり、その大きな部分を占める人件費の総額抑制は避けて通れない状況となっています。

このため、引き続き職員数を抑制せざるを得ない状況にありますが、従来の正規職員のみを対象とした定員管理手法ではなく、再任用職員等も含めた人的資源の最適配置により、業務量の変化に柔軟に対応し、組織全体の業務処理能力を最大限に引き出す定員管理を推進していきます。また、引き続き給与水準の適正化に取り組んでいきます。

〔主な取組項目〕

- (ア) 業務量の変化に柔軟に対応できる定員管理手法の導入
 - ・業務ごとの必要性を精査した上で、計画期間における適正な職員数を設定します。
 - ・人的資源の最適配置により、業務量の変化に柔軟に対応し、組織全体の業務処理能力を最大限に引き出す定員管理を推進します。
- (イ) 給与水準の適正化
 - ・民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえた給与水準の適正化を図ります。

ウ 人材改革

職員数の増加を抑制せざるを得ない状況下において、行政サービスの水準を落とすことなく、県民ニーズに的確にこたえていくためには、個々の職員が持つ能力を十分に引き出すとともに、個の力を組織の力に効果的に結び付け、組織全体の業務処理能力を向上させていく必要があります。このため、職員の専門性・政策形成能力の向上に取り組むとともに、人事評価制度の見直しや、職制に適合した組織マネジメントの実施等に取り組み、県庁全体の生産性の向上につなげていきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 職員の生産性向上の推進

(a) 職制に適合した組織マネジメントの確立

- ・業務グループの室制からより小規模な班制への移行に伴い、班長等の役割の明確化や人材育成を図るなど、職制に適合した組織マネジメントを確立します。

(b) 時間外勤務の縮減

- ・時間外の縮減の取組みを推進することにより、職員の業務能率向上や健康保持を図るとともに、意欲的に仕事に取り組める職場環境づくりを実現します。

(c) 職員のメンタルヘルス対策の推進

- ・職員にメンタル疾患が生じた場合の相談支援の強化や、休職した職員への復職支援を推進します。

(イ) 職員の能力開発の推進

(a) 組織力向上に向けたOJT*の強化

- ・各所属や各職場におけるOJTを強化し、組織全体の能力向上を図ります
- ・職位別の研修などにおいて、OJTの活性化や定着化に向けた研修の充実を図ります。

(b) 職員の専門性・政策形成能力の向上

- ・高度化する行政課題に対応できる職員を育成するため、国・民間企業・大学院等への派遣研修を実施するほか、県職員能力開発センターなどでの研修の充実を図ります。

(ウ) 職員の能力を的確に活かす人事システムの構築

(a) 人事評価制度の見直し

- ・現行の人事評価制度を検証し、見直しを行うとともに、評価結果の給与・任用への活用拡大を進めます。

(b) 複線型人事管理の推進

- ・職員の希望を踏まえながら、特定の行政分野に特化したスペシャリスト人材と様々な行政分野に対応できるゼネラリスト人材の計画的な育成を図ります。

(c) 自己選択型人事制度の構築

- ・職員それぞれが描くキャリアデザインを実現させる機会を確保することにより、職員のモチベーションの向上や、適材適所の人事配置による組織の活性化の実現を図ります。

*【OJT】：「職場学習」(On the Job Training)の略です。

エ 公営企業改革

地方公営企業は、企業としての経済性を発揮しながら、一層、効率的で効果的な事業運営に努める必要があります。それぞれの事業目的を踏まえ、経営の健全性に留意しながら、適切なサービス水準を確保できる取組みを進めるとともに、組織の将来的なあり方の検討を進めていきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 企業庁

(a) 清算期間中の業務の着実な遂行

- ・土地造成に係る業務について、清算期間(平成 25～27 年度)において、保有資産等の処分や整理、公共施設の引継ぎ等を着実に進めます。

(b) 清算期間終了後の体制整備

- ・土地造成に係る業務について、清算期間終了後に残る保有資産の管理業務等を引き継ぐこととなる組織の整備を進めます。
- ・工業用水道事業について、平成 28 年度以降の組織体制の整備を進めます。

(イ) 水道局

- ・「千葉県水道局中期経営計画 2011」(平成 23～27 年度)に基づき、安定給水の確保を図るため、水道施設の適切な更新・整備を推進するとともに、職員の大量退職に伴う技術の継承、人材の確保・育成等に計画的に取り組みます。また、健全で安定した経営の確保に取り組みます。

(ウ) 病院局

- ・良質な医療サービスを安定的に提供しながら「千葉県病院局中期経営計画」(平成 24～28 年度)に掲げる経営基盤の確立に向けて、効率的な病院運営に取り組みます。

オ 公社等外郭団体改革

県が関与する公社等外郭団体については、県依存型から自立型の経営への転換等を基本としつつ、団体ごとの見直し方針等に基づき、廃止や統合を含む改革を進めていきます。

また、今後とも、官民の役割分担の見直し等の社会環境の変化を踏まえ、各団体の経営状況をわかりやすく情報公開していきながら、更なる改革を進めていきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 公社等外郭団体の自立型経営の推進

- ・公社等外郭団体について、県からの財政支出や人的な支援の削減に継続して取り組みます。
- ・指導対象の 37 団体について、平成 24 年 3 月に定めた「公社等外郭団体の改革方針」に基づき、民営化、縮小、関与縮小、経営改善の 4 区分に従って、団体毎の改革を推進します。

仕事改革

ア 事務事業の見直し

多様化・高度化する県民ニーズや県政課題に、県庁の限られた人員や予算で対応していくためには、個々の業務の効率化に取り組むだけでなく、持続可能性を重視した行財政運営への転換を図るとともに、県が直接実施する業務を、公共性・広域性・専門性の高い分野に重点化していくことが必要となっています。

このため、予算編成過程や組織・定員の見直しの機会を通じて事務事業の見直しに不断に取り組むとともに、業務改善運動の推進や ICT* の有効活用などにより業務の効率化やコスト削減等に取り組み、低コストで良質かつ持続可能な行政サービスの提供を実現していきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 事務事業の定期的な見直し等

- ・ 予算編成過程や組織・定員の見直しの機会等を通じて、事務事業の必要性や年間業務量の適正化について問い直すとともに、業務の効率化やコスト削減等に取り組みます。
- ・ 全庁的な業務改善運動の推進等により、職員の事務改善やコストに対する意識を醸成し、業務の効率化を図ります。

(イ) ICT の有効活用による業務改善・情報セキュリティ対策の強化

(a) 情報システムの全体最適化

- ・ ホストコンピュータを廃止し、サーバを集約・統合するなど、県庁全体としての最適化を推進します。

(b) 情報システムの再開発

- ・ 財務情報システム及び給与システムの再開発により、経費削減や事務の効率化を図ります。

(c) 情報セキュリティ対策及び監査の徹底

- ・ 情報システムへの外部からのサイバー攻撃や職員の情報セキュリティ事故を防ぐため、標的型攻撃対策装置の整備や職員の情報セキュリティの意識の向上のためセキュリティ監査を実施するなど、情報セキュリティ対策の一層の強化を図ります。

(d) ICT を活用した情報発信力の向上

- ・ ソーシャルメディア** の活用等による県民ニーズが高い情報の発信や、緊急時や災害時の迅速・的確な情報発信について取り組みます。

(ウ) 入札・契約制度等の改善

- ・ 委託業務の適正な履行の確保及びダンピングの防止等を図るため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を積極的に活用します。

(エ) 業務継続マネジメントの推進

- ・ 災害発生時に、応急・復旧業務の迅速な遂行や重要業務を継続するために策定した「千葉県業務継続計画」（平成 25 年 1 月改定）について、実効性の一層の確保に取り組みます。

* 【ICT】：「情報通信技術」（Information and Communication Technology）の略です。

** 【ソーシャルメディア】：Twitter、Facebook などの SNS、電子掲示板（BBS）やブログ、動画共有サイト、ショッピングサイトの購入者評価欄など、インターネット上で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきなど社会的な繋がりを利用して情報を流通させるメディアのことです。

イ 県の役割の再構築

地方分権や市町村合併の進展、公共サービスの担い手の多様化、市民活動団体等による社会貢献活動の高まりなど、県政をとりまく社会環境は大きく変化しています。

こうした時代の変化に柔軟に対応しながら、効率的・効果的な県政を推進していくためには、県の自主性と自立性を高めていくとともに、公共サービスの担い手としての県の役割を再構築していくことが求められます。

このため、地方分権の一層の推進に取り組むとともに、市町村との役割分担の整理や、公共サービスへの民間活力の導入・官民協働などに取り組んでいきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 地方分権改革に向けた取組み

- ・地方分権改革の推進について、全国知事会等と連携し、様々な機会をとらえて、国に対する働きかけを行います。

(イ) 市町村の自主性・自立性向上の支援

- ・市町村から希望のあった事務について、事務処理特例条例による権限移譲を進めていくとともに、国の地方分権改革に伴う権限移譲事務のフォローアップを行います。

(ウ) 公の施設の見直し方針に基づく適正化と指定管理者制度の運用改善

(a) 公の施設の見直し方針に基づく適正化

- ・見直し対象の 105 施設について、平成 24 年 3 月に策定した「公の施設の見直し方針」に基づき、廃止・移譲、施設のあり方検討、施設内容検討、管理手法検討、有効活用策検討、現行維持の 6 区分に従って、施設毎の見直しを進めます。

(b) 指定管理者制度の運用改善

- ・指定管理者制度について、制度運用上の課題の把握に努め、必要に応じて「指定管理者制度導入に係るガイドライン」の改正等を行い、制度の運用改善を図ります。

(エ) 県業務の更なる民間委託の推進

(a) 民間委託対象業務の拡大の検討

- ・法令に基づき指定機関等への委託が可能な業務や、県が直接実施する必要のない業務又は委託することにより迅速化や効率化が図れる業務を抽出し、費用対効果や事務量軽減効果等を見極めた上で、民間委託の拡大を図ります。

(b) 包括的民間委託の拡大

- ・工業用水道の浄水場で導入を進めている包括的民間委託について、対象施設の拡大を図ります。

(オ) 規制改革の推進

- ・「規制改革に関する基本方針」（平成 24 年 1 月策定）に基づき、規制の必要性について随時見直しを行い、真に必要なもの以外は撤廃又は緩和します。
- ・事業者からの提案等に基づき、県が保有する社会資産の民間開放や転用に取り組めます。

ウ 多様な主体との連携・協働

県民、市町村、企業、市民活動団体等、県内の多様な主体がチームスピリットを発揮し、それぞれが持つ「強み」や「特性」を組み合わせる形で公共サービスを提供することで、公共サービス水準の維持・向上やコストの削減、地域における課題解決能力の向上などが期待されます。

県は、チームスピリットの発揮による政策実現を図るため、多様な主体が連携・協働するための調整機能の発揮、県内市町村との業務連携の推進などに取り組んでいきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 自助力・共助力・公助力の連携

(a) 地域の様々な主体と市民活動団体の連携の促進

- ・地域課題に対応するため、地域の様々な主体と市民活動団体の連携・協働による課題解決の仕組みづくりを推進します。

(b) 地域防災力の向上

- ・自助、共助、公助が一体となった災害に強い千葉県づくりを推進し、地域防災力の向上を図ります。

(c) シニア世代の地域活動の担い手の育成

- ・シニア世代の地域活動への参加を促すため、生涯大学校の活用等により、地域づくりや地域経済の活性化に活かせる学習の場と機会を提供し、地域活動の担い手を育成します。

(d) 道路・河川海岸アダプトプログラム*の推進

- ・道路や河川海岸の良好で快適な環境づくりを進めるため、道路・河川海岸の清掃や美化等のボランティア活動に県が支援を行う協働活動（アダプトプログラム）を推進します。

(e) 商業者との地域貢献に係る包括協定の推進

- ・企業との連携による地域活性化を図るため、商業者と県との間で地域振興・地域貢献活動に係る包括協定の締結を推進します。

(イ) 県内市町村との業務連携の推進

(a) 住民税の徴収率向上への取組

- ・県税の重要課題である個人住民税の徴収率の改善に取り組むため、市町村からの徴収引継による県の専門組織による直接徴収を行います。

(b) 企業誘致の推進にあたっての市町村との連携・協働

- ・県内への企業誘致を推進するため、市町村との連携により、民間遊休地の情報共有等による工業用地の確保や、企業立地を促進する支援制度の構築等に取り組めます

*【アダプトプログラム】：アダプト（ADOPT）とは英語で「 を養子にする」の意味です。公共の場所を養子にみたくて、住民が里親になって養子の美化（清掃）活動などを行い、行政がこれを支援し、美しく愛される身近なまちづくりを進める制度のことです。

資産改革

ア 資産マネジメントの推進

県が保有する橋梁・河川施設等の社会基盤施設や、庁舎等は、高度成長期に集中して建設されており、今後、維持補修や更新のための費用の増加が見込まれています。

今後、こうした資産の将来における維持更新費を抑制・平準化し、持続可能な行財政運営を確保するため、社会基盤施設の予防保全等による長寿命化・安全確保に取り組むとともに、庁舎等の再整備を経営的な視点から戦略的に進めていきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 社会資本の維持更新コストの抑制

- ・社会基盤施設（橋梁、河川施設、港湾施設、都市公園施設、流域下水道施設、県営住宅、漁港施設）について、長寿命化計画に基づく予防保全の実施等により、施設の安全の確保や、維持・更新費の軽減・平準化を図ります。

(イ) 庁舎等の資産マネジメントの推進

- ・県が保有する庁舎や土地について、将来負担の軽減や財産管理の適正化を推進するため、経営的な視点から戦略的にマネジメントを行う庁内体制の整備を進めます。
- ・県有の庁舎等の再整備について、将来的な保有コストの全体像を把握するとともに、再整備に係る指針や具体的な計画を策定するほか、施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図ります。
- ・庁舎等の維持管理コストについて、省エネルギーの推進により低減を図ります。

イ 資産の処分促進・有効活用

県が保有する資産について、行政財産または事業用資産としての役割を終えた売却可能資産の処分を促進するとともに、空きスペースの利用や広告媒体としての活用等の利活用方策を検討し、収入の確保や再生可能エネルギー^{*}の導入に取り組んでいきます。

〔主な取組項目〕

(ア) 売却可能資産の処分促進

- ・財産管理の適正化や財源確保の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進します。

(イ) 県有資産を活用した収入の確保

- ・県有施設に設置された自動販売機の公募設置拡大や、県が発行する印刷物等への広告掲載等により、県有資産を活用した収入の確保に取り組みます。

(ウ) 県有資産を活用した再生可能エネルギーの導入

- ・再生可能エネルギー設備の設置に活用可能な県有地及び県有施設において、再生可能エネルギー設備の導入等に向けた取組を進めます。

*【再生可能エネルギー】：「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、バイオマスなどをその範囲としています。

ウ 債権管理の適正化

貸付金、使用料、負担金など県が有する債権については、多くの県民が誠実に納付している一方、支払能力があるにもかかわらず納付しない滞納者もあり、多額の収入未済が発生しています。こうした税外債権の管理・回収を効果的かつ効率的に行うため、進行管理の徹底、税務当局との連携、債権回収業務の民間委託の拡大等、全庁的な取組みを推進します。

〔主な取組項目〕

(ア) 税外債権の管理体制の強化

- ・税外債権の管理・回収業務を効果的かつ効率的に行うため、進行管理の徹底、税務当局との連携等に取り組みます。

(イ) 債権管理回収業務の民間委託の拡大

- ・債権管理回収業務の民間委託について、サービサー^{*}への委託業務の拡大や、弁護士法人等の活用を検討します。

*【サービサー】：「債権管理回収業に関する特別措置法」（サービサー法）に基づく法務大臣の許可を受け、弁護士法の特例として特定金銭債権（金融機関、都道府県、市町村等有する貸付債権等）の管理回収業務を行う債権回収会社（株式会社）のことです。

財政健全化計画

1 計画の目指す方向（基本目標）

持続可能な財政構造の確立に向けて

県税や地方交付税など県が自由に使える一般財源が伸び悩む中、高齢化の進展などで社会保障費などの義務的経費は増加傾向にあり、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。

こうした厳しい財政状況にあっても、安全・安心、医療・福祉、防災など「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を実行していくためには、持続可能な財政構造を確立していかなければなりません。

そのために、3つの基本目標を掲げ、財政の健全化に取り組んでいきます。

建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

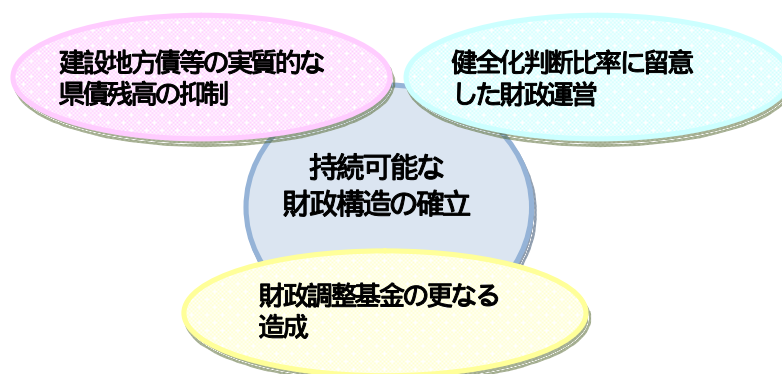
臨時財政対策債を除いた建設地方債等について、将来の負担軽減のため、積立金を除いた「実質的な県債残高」を抑制します。

健全化判断比率に留意した財政運営

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」については、全国水準を下回る水準で推移していますが、今後もこれらの指標に留意した財政運営に努めることが必要です。

財政調整基金の更なる造成

予算編成において収支均衡を図り、予算執行段階の節減などにより決算段階で黒字化し、決算剰余金の1/2以上を積み立てます。



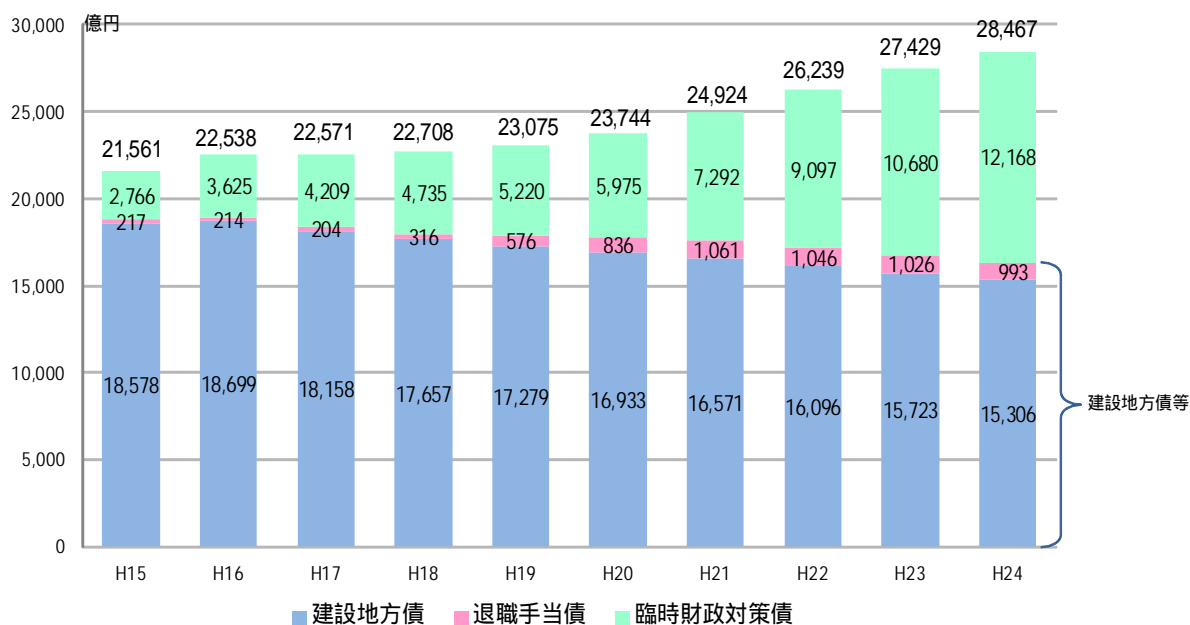
建設地方債等の実質的な県債残高の抑制

近年、臨時財政対策債については、交付税の振替として発行を余儀なくされており、県債残高全体としては増加しています。

一方で、建設地方債等については、平成10年度以降、投資的経費を抑制してきたことから、平成16年度以降は残高が毎年減少しています。

今後も将来負担軽減の観点から、県の努力によって抑制可能な建設地方債等の残高の抑制に努めていきます。

実質的な県債残高：将来の満期一括償還に備えた県債管理基金へ積立金を除いた残高



金額は決算額ベース。

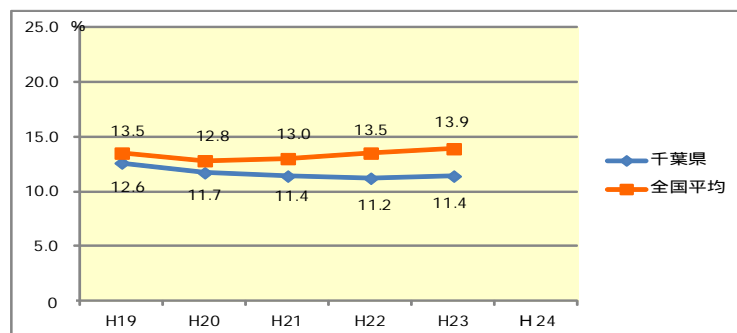
健全化判断比率に留意した財政運営

県債の発行に当たっては、本県の標準財政規模や将来負担などを勘案し、身の丈にあった発行額としなければなりません。このため、「地方公共団体財政健全化法」に基づく、健全化判断比率に留意した財政運営が必要です。

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」については、常に全国平均を下回る水準で推移していますが、今後もこれらの指標に留意した健全な財政運営に努めていきます。

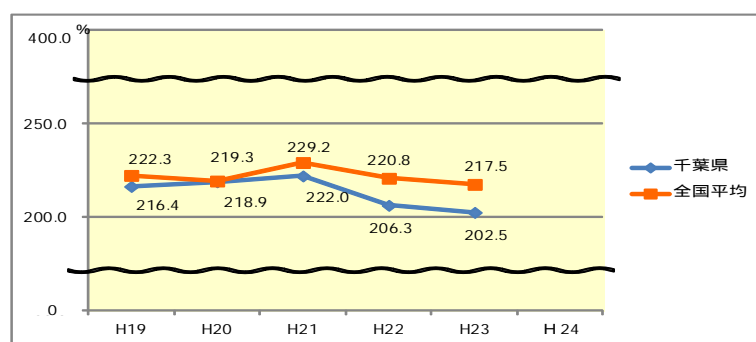
実質公債費比率：一般会計等が負担する地方債の元利償還金等の、標準財政規模に対する割合を表したものです。早期健全化基準である25.0%以上になると、財政健全化団体となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額}} \quad (\text{3か年平均})$$



将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する割合を表したものです。早期健全化基準である400.0%以上になると、財政健全化団体となります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額等} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額}}$$



健全化判断比率：「地方公共団体財政健全化法」により毎年度の決算を踏まえ公表することとされている財政指標。「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」及び公営企業に関する「資金不足比率」の5つの比率で、国が定めた基準以上となった場合には、財政健全化に向けた計画の策定等が求められる。

早期健全化基準：健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化団体」となる。

(実質公債費比率：25.0% 将来負担比率：400.0%)

財政調整基金の更なる造成

財政調整基金は、平成 10 年度から平成 20 年度まで、残高のない状態が続いていましたが、今後の財源不足に対応するため、平成 21 年度に 16 億円を、その後も、予算執行段階の節減努力などにより着実に積立てを行い、平成 24 年度末の残高は 164 億円となりました。

財政調整基金は、大規模災害や急激な税収の落ち込みなどの不測の事態に備えるものであり、また本県の残高は全国的にみても低い水準であることから、更なる積立てが必要だと考えています。

(参考) 千葉県の基金の状況

			(億円)							
	H9	H10	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
特定目的基金	419	284	1,252	1,743	2,059	2,687	3,465	3,900	4,089	4,338
財政調整基金	15	0	0	0	0	0	16	22	102	164
県債管理基金	111	109	967	1,356	1,683	2,115	2,345	2,657	2,993	3,323
その他	293	175	285	387	376	572	1,104	1,221	994	851
定額運用基金	114	62	38	38	38	38	38	38	38	38
合 計	533	346	1,290	1,781	2,097	2,725	3,503	3,938	4,127	4,376

取組事項の確保目標額については、8月上旬に公表予定の中期財政計画（内閣府）などを踏まえた将来推計と合わせてお示しする予定です。

2 取組事項

前計画では、建設地方債等の残高が毎年減少したこと、退職手当債など特例的な地方債を発行しなかったこと、財政調整基金を着実に積み立てることができたことなど、厳しい財政状況の中でも、将来負担の軽減が図られました。

このため、基本的には前計画に掲げた取組みを推進するとともに、新たに、基金の効率的な運用や債権管理の適正化などにも、取り組んでいきます。

自主財源の確保

ア 県税収入の確保

- (ア) 徴収対策の充実・強化
- (イ) 超過課税の活用

イ 資産マネジメントの推進

- (ア) 未利用県有地等の処分の推進
- (イ) 未利用県有地等の有効活用や施設の廃止等の見直し

ウ その他の自主財源の確保

- (ア) 使用料手数料の見直し
- (イ) 県有資産を活用した収入確保
- (ウ) 基金の効率的な運用による収入確保
- (エ) 債権管理の適正化（税外未収金の縮減）
- (オ) 財政調整基金への積立

新たなニーズに対応した歳出の見直し

ア 人件費の抑制・適正化

- (ア) 定員管理の適正化
- (イ) 給与費の適正化

イ 徹底した事務事業の見直し

- (ア) 補助金等の見直し
- (イ) 事業内容の精査による経費の節減等
- (ウ) 公社等外郭団体・公の施設の見直し
- (エ) 公債費に係る金利負担の軽減

自立した財政構造への転換

ア 地方交付税を含めた地方税財源の充実

- イ 国庫補助負担金の改革（超過負担の解消）
- ウ 直轄負担金制度の改革

自主財源の確保

高齢化の進展などで社会保障費などの義務的経費は増加傾向にある一方で、県が自由に使える財源は伸び悩みの状況が続いており、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれます。こうした厳しい財政状況にあっても、「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を実行していくために、自主財源の確保を図ります。

ア 県税収入の確保

千葉の未来を支える産業の振興や戦略的な企業誘致の推進などの施策展開により、県内経済の活性化を図り今後の税収増を図るとともに、以下の県税収入の確保策を図ります。

(ア) 徴収対策の充実・強化

厳正な滞納整理を実施するなど、徴収対策の充実・強化を図ることによって、主要税目の収入歩合について、全国平均を目指し、県税収入の確保を図ります。

主要税目：個人県民税、法人二税、個人事業税、不動産取得税、自動車税

(具体策)

・県税滞納額全体の8割近くを占める個人県民税については、県が個人住民税の徴収を市町村から引き継ぎ、直接徴収する組織（特別滞納処分室）を設置し、滞納額の縮減及び徴収率の向上を図ります。

また、給与所得に係る個人住民税について、普通徴収から特別徴収への切り替えを推進し、滞納の未然防止を図ります。

普通徴収：納税者に納税通知書を交付することによって徴収すること。

特別徴収：給与支払義務者に毎月の給与から住民税を天引きさせて納付させること。

なお、「千葉県滞納整理推進機構」による市町村への徴収支援などについても、引き続き実施していきます。

・徴収対策を強化するため、滞納額30万円以上の高額滞納事案は、早期着手の徹底と搜索等の積極的な滞納整理を実施し、滞納額の縮減を図ります。

・自動車税については、クレジットカードによる支払いを可能にします。

・納付機会の拡大のため、全ての税目でコンビニ収納を可能としたことを周知し、徴収率の向上を図ります。

(イ) 超過課税の活用

法人県民税法人税割の超過課税を引き続き実施します。

資本金1億円超で、課税標準となる法人税額が1千万円を超える法人が対象。標準税率5.0%に対して超過税率5.8%を適用（適用年限は平成27年10月31日まで）

イ 資産マネジメントの推進

(ア) 未利用県有地等の処分の推進

廃止した職員住宅等の未利用県有地などの売却等による処分を推進します。

(イ) 未利用県有地等の有効活用や施設の廃止等の見直し

処分困難な未利用県有地等について、暫定的な賃貸などの有効活用を検討します。
また、職員住宅などの更なる廃止等により、未利用県有地の売却につなげます。

ウ その他の自主財源の確保

(ア) 使用料手数料の見直し

毎年度の予算編成過程において、他団体との比較や適正な受益者負担の観点から、コストに見合った適正な負担水準とするため、使用料・手数料を見直します。

(イ) 県有資産を活用した収入確保

県有資産を活用した収入確保策に全庁的に取り組みます。

(例) 県有施設内の自動販売機の公募による設置

ホームページのバナー広告掲載や県民だよりの広告掲載

(ウ) 基金の効率的な運用による収入の確保

県債管理基金などの基金において、安全性の確保を最優先しつつ、利率の高い債権を購入するなど資金の効率的な運用を図り、さらなる運用益の確保を図ります。

(エ) 債権管理の適正化(税外未収金の縮減)

車両の放置違反金や県営住宅家賃などの収入未済額の縮減に向けて、全庁的に取り組みます。

(オ) 財政調整基金への積立

本計画を着実に実行することや、予算執行段階の節減などにより決算段階で黒字化し、決算剰余金の1/2以上を積み立てていきます。

新たなニーズに対応した歳出の見直し

社会保障費などの義務的経費が増加傾向にあるなど厳しい財政状況が続く中で、新たな総合計画の推進も含めた今後の県民ニーズに対応するため、人件費の適正化や徹底した事務事業の見直しなど、以下の歳出抑制策を推進していきます。

ア 人件費の抑制・適正化

(ア) 定員管理の適正化

従前の定員適正化計画の取組状況を踏まえ、今後の職員の大量退職や今後の業務量等を考慮しつつ、業務量の変化に柔軟に対応できる定員管理手法を導入し、適正な職員数の管理に努めます。

(参考) 定員適正化計画の実施状況 (計画期間：H23～H25年度)

(単位：人)

区 分	職員数				削減数 H25 - H22	目標数 H25.4
	H22.4	H23.4	H24.4	H25.4		
知事部局等	7,437	7,172	6,996	6,833	604	6,767
公営企業	3,121	3,099	3,078	3,039	82	2,967
教育委員会事務局	912	910	892	878	34	883
警察職員 5月1日現在	12,509	12,587	12,592	12,582	73	1,161
政令定数等による警察官	11,348	11,413	11,429	11,429	81	-
警察官以外の職員	1,161	1,174	1,163	1,153	8	1,161
学校職員	41,066	41,261	41,546	41,785	719	41,901
標準法による定数	40,450	40,670	40,961	41,214	764	41,311
県単定数	616	591	585	571	45	590
合 計	65,045	65,029	65,104	65,117	72	-
上記から標準法による定数及び政令定数等による警察官を除いた合計	13,247	12,946	12,714	12,474	773	12,368

(イ) 給与費の適正化

職員の給与については、民間給与水準並びに国及び他団体の状況等を踏まえ、引き続き給与水準の適正化を進めていきます。

なお、退職手当については、支給水準を段階的に引き下げ、適正化を図ります。

平成26年度までに、段階的に17%引き下げます。

また、平成25年度については、緊急的な特例措置として、国の要請する給与減額を行います。

(参考1) 退職手当の支給水準の段階的な引下げ

退職手当支給額 = 基本額(退職日の給料月額 × 支給率 × 調整率) + 調整額

期 間	調整率	
~平成25年2月	104/100	17%
平成25年3月~平成25年11月	98/100	
平成25年12月~平成26年8月	92/100	
平成26年9月~	87/100	

(参考2) 平成25年度の給与減額措置 (H25.7~H26.3)

一般職に対する措置		
・給料月額	4.77~9.77%	
・管理職手当	10%	
・期末手当及び勤勉手当	9.77%	
・給料月額等に連動する手当(地域手当等)については減額後の給料月額等により算出		
特別職に対する措置		
・給料月額等	知事	20%
	副知事、常勤監査委員、特別秘書等	10%
・地域手当及び期末手当	給料月額と同じ減額率で減額	

(参考3) 給与費適正化へのこれまでの取組状況

<22年度給与改定の状況>
給料表の引下げ改定(行政職給料表の場合:平均 0.1%)
期末・勤勉手当の年間支給割合の引下げ(0.2月分 4.15月 3.95月)
自宅に係る住居手当の段階的廃止 (H22 4,300円 H23 3,000円 H24 1,500円 H25 廃止)
義務教育等教員特別手当の支給月額の引下げ(11,700円/月 8,000円/月) (実施時期) 22年12月1日 23年4月1日 23年2月1日
<23年度給与改定の状況>
給料表の引下げ改定(行政職給料表の場合:平均 0.3%)
給与構造改革に伴う経過措置額の段階的廃止
共通給料表(教育職)の導入
職判の見直しに伴う標準職務表の改正 (実施時期) 23年12月1日 24年4月1日

イ 徹底した事務事業の見直し

(ア) 補助金等の見直し

補助金の公益上の必要性、緊急性、さらには市町村との役割分担のあり方などを勘案しながら、見直しを進めていきます。

(イ) 事務事業の精査による経費の節減等

補助金以外の事業についても、事業の必要性、事業手法の妥当性や、繰越事業の精査など年間業務量の平準化の観点等から、徹底した見直しに取り組んでいきます。

(ウ) 公社等外郭団体・公の施設の見直し

団体ごとに定めた「公社等外郭団体の改革方針」に基づき、引き続き改革を推進し、団体数、県の財政支出額及び県の派遣職員数を削減します。

また、施設ごとに定めた「公の施設の見直し方針」に基づき、廃止・移譲など見直しを着実に進めます。施設のあり方を検討することとしている施設については、現指定管理期間中に移譲の可能性を検討し、更新の際にはその検討結果を反映していきます。

(エ) 公債費に係る金利負担の軽減

公的資金補償金免除繰上償還制度を積極的に活用し、金利負担の軽減を図ります。

(参考1) 事務事業の見直し状況

区 分	22年度当初		23年度当初		24年度当初	
	件数	削減額	件数	削減額	件数	削減額
縮小・見直し	138件	8億円	369件	21億円	411件	34億円
廃止	111件	10億円	37件	2億円	34件	1億円
合計	249件	18億円	406件	23億円	445件	35億円
累計		18億円 (18億円)		41億円 (59億円)		76億円 (135億円)

金額は一般財源ベース。()は22年度からの総累計。

(参考2) 外郭団体の見直し状況

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
団体数	49	46	42	42	41	41	39
役職員数	2,779	2,455	2,205	2,193	2,160	2,162	1,975
県の財政支出額	390	263	226	220	186	172	155

団体数は、4月1日時点。役職員数は7月1日現在。財政支出額は決算額で、単位は億円。

(参考3) 公の施設の見直し状況

区 分	主 な 施 設
廃止	アグリチャレンジファーム、身体障害者療護施設「鶴舞荘」、長生高等技術専門学校、ちばキャリアアップセンター 等12施設
移譲(無償)	安房博物館、国民宿舎清和、上総博物館、大房岬少年自然の家、鶴舞青年の家、軽費老人ホーム「勝浦部原荘」 等11施設
移譲(有償)	国民宿舎サンライズ九十九里

平成14年度以降の実績。ほか統合化等見直しあり。

自立した財政構造への転換

自主財源の確保や歳出の見直しなどあらゆる手段を講じて、財源の確保に取り組んでいきますが、県の取組だけでは限界があります。地方税財政制度の改正を通じて地方税財源の充実強化を図るなど、自立した財政運営への転換が必要です。

このため、全国知事会等を通じて、国に対して積極的な働きかけを行います。

ア 地方交付税を含めた地方税財源の充実

近年、地方交付税の不足分を臨時財政対策債の大量発行により賄っており、県の借金全体は増加傾向にあります。このため、地方交付税率の引き上げにより、地方交付税そのものを確保し、臨時財政対策債を廃止するよう、引き続き要望していきます。

イ 国庫補助負担金の改革（超過負担の解消）

現行の国庫支出金に係る超過負担は、地方の財政運営に大きく影響を与えることから早急に改善するよう求めています。

超過負担：国庫支出金が交付される事業について、地方自治体が現実に支出した額よりも、国庫支出金の交付基準となった額（国庫補助基本額）が下回る場合において、当該支出額と国庫補助基本額との差額をいう。

< 本県の超過負担額 >（平成 24 年度決算）

超過負担額 36 億 91 百万円

うち空港警備隊費 16 億 94 百万円

うち特定疾患治療研究事業 13 億 20 百万円

ウ 直轄事業負担金制度の改革

平成 22 年度には維持管理に係る負担金制度を廃止したものの、直轄事業負担金制度そのものは、現在も存続しています。国と地方の役割分担等の見直しや地方への権限と財源の一体的な移譲など、制度の改革に向けた取組を進めるよう国に対して求めています。

将来推計については、8月上旬に公表予定の中期財政計画（内閣府）などを踏まえ精査し、お示しする予定です。

3 計画期間中の歳入・歳出の見通し

特段の取組みを講じなかった場合の財政見通し

徴収対策の充実・強化や給与費の適正化など、特段の取組みを講じなかった場合の計画期間中の財政見通しを示します。

財源確保の見通し

「取組事項」で掲げた、県税収入などの歳入確保に向けた取組や退職手当の支給水準の引き下げなど総人件費の抑制などによる財源確保額を示します。

取組事項を反映させた財政見通し

財源確保のための取組を実施してもなお生じる財源不足については、行政改革推進債の発行や災害復興・地域再生基金の活用などにより財源を確保していきます。

将来推計にあたっては、一定の条件のもとで、機械的に推計します。

このため、平成 26 年度以降、制度改正や景気動向などを踏まえ、将来見通しのローリング（時点修正）を行っていきます。